

## 介護保険制度のあらまし

### 制度の開始

介護保険制度は、2000(平成12)年4月から開始

### 運営主体

介護保険の運営主体(保険者)は、主に**市町村**です。

※本県は、**42市町村**と**知多北部広域連合**(東海市、大府市、知多市、東浦町)、**東三河広域連合**(豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村)の計44保険者が運営しています。

### 被保険者

【第1号被保険者】  
65歳以上の方

【第2号被保険者】  
40~64歳までの  
医療保険加入者

### サービスを利用できる方

・常に介護を必要とする状態(要介護)の方  
・日常生活に支援を必要とする状態(要支援)の方

特定疾病(※1)により要介護若しくは要支援状態となった方

### 保険料の納付

原則として、老齢年金、障害年金、遺族年金等から天引き(特別徴収)

加入している医療保険の保険料に上乗せして納付

### 自己負担 (利用者負担)

原則として費用の**1割**(所得によっては**2割**又は**3割**)負担  
※介護保険施設等に入所されている方は、その他に食費、居住費(滞在費)が原則全額自己負担となります。

#### (※1) 特定疾病

- ①末期がん ②関節リウマチ ③筋委縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性病及びパーキンソン病 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症